

## 平成24年度行政評価委員会政策評価部会分科会 審議結果報告書

担当分科会	審議対象	審議報告書 掲載ページ	
第1分科会 ◎堀切川一男委員 足立千佳子委員 成田由加里委員	宮城の将来ビジョンの体系 宮城県震災復興計画の体系	政策1(構成施策:1~3)	P. 1~4
		政策2(構成施策:4・5)	P. 5~7
		政策3(構成施策:6・7)	P. 8~10
		政策4(構成施策:8・9)	P. 11~13
		政策5(構成施策:10~12)	P. 14~17
		政策3(構成施策:1~3)	P. 18~21
		政策4(構成施策:1~4)	P. 22~26
		政策6(構成施策:13・14)	P. 27~29
		政策7(構成施策:15~17)	P. 30~33
		政策8(構成施策:18~23)	P. 34~40
第2分科会 ◎小坂 健委員 折腹実巳子委員 本図 愛委員 安藤朝夫委員 (宮城の将来ビジョン の体系の政策9)	宮城の将来ビジョンの体系 宮城県震災復興計画の体系	政策9(構成施策:24)	P. 41~42
		政策10(構成施策:25・26)	P. 43~45
		政策2(構成施策:1~3)	P. 46~49
		政策6(構成施策:1~3)	P. 50~53
		政策11(構成施策:27・28)	P. 54~56
		政策12(構成施策:29)	P. 57~58
		政策13(構成施策:30)	P. 59~60
		政策14(構成施策:31~33)	P. 61~64
		政策1(構成施策:1~3)	P. 65~68
		政策5(構成施策:1~4)	P. 69~73
第3分科会 ◎安藤朝夫委員 井上本玲子委員 山本 玲子委員	宮城の将来ビジョンの体系 宮城県震災復興計画の体系	政策7(構成施策:1~4)	P. 74~78

※◎は分科会長



# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【政策評価】

政策1 育成・誘致による県内製造業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策1 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 産学官の連携による高度技術産業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策3 豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

### □県の評価「政策」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標だけでは、政策を構成する施策の成果を十分に把握することができない。当該指標を補充できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、政策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見ても妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ある】

課題と対応方針を対応させて記載するなど、分かりやすく示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策1 育成・誘致による県内製造業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策1 地域経済を力強くびつ引くものづくり産業(製造業)の振興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 産学官の連携による高度技術産業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策3 豊かな農林水産資源と結びついた食品製造業の振興(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

### 口県の評価「施策」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(！目標指標等の達成状況、ii 県民意識調査結果、iii 社会経済情勢等、iv 事業の実績及び成果等)から見ても妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### 口県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない . . . ある】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策1 育成・誘致による県内製造業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策1 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 産学官の連携による高度技術産業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策3 豊かな農林水産資源と結びつけた食品製造業の振興(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

### 県の評価「施策」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。  
設定されている目標指標の「産学官連携数」は、技術相談件数等を目標値としているため、産学官連携の成果を十分に反映しているものとは言えず、施策の成果を十分に把握することができない。当該指標を補完できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考え。  
県民意識調査の結果及び社会経済情勢についても、施策の成果に対する評価との関連を評価の理由に分かりやすく記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(！目標指標等の達成状況、  
ii 県民意識調査結果、iii 社会経済情勢等、iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定を  
お願ひします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願ひします。

### 県民の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ある】

産学官連携については、新製品の商品化等をより意識しながら、事業に取り組む必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願ひします。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策1 育成・誘致による県内製造業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策1 地域経済を力強くけん引するものづくり産業(製造業)の振興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 産学官の連携による高度技術産業の集積促進(県の評価原案:概ね順調)

施策3 豊かな農林水産資源と結びつけた食品製造業の振興(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

### □県の評価「施策」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

・評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(i順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(1目標指標等の達成状況、ii県民意識調査結果、iii社会経済情勢等、iv事業の実績及び成果等)から見ても妥当なものか判断いただき、判定をお願いいたします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【政策評価】

政策2 観光資源・知的資産を活用した商業・サービス産業の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策4 高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興(県の評価原案:概ね順調)

施策5 地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

### □県の評価「政策」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。  
設定されている目標指標だけでは、政策を構成する施策の成果を十分に把握することができない。当該指標を補完できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、政策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由」各施策の成果の状況から見ても妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、のように判断された理由を具体的に記入願います。

### □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ある】

課題と対応方針を対応させて記載するなど、分かりやすく示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

(平成24年6月19日(火)開催)

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策2 観光資源、知的資産を活用した商業・サービス産業の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策4 高付加価値型サービス産業、情報産業及び地域商業の振興(県の評価原案:概ね順調)

施策5 地域が潤う、訪れてよしの観光王国みやぎの実現(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切

概ね適切

要検討

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。  
設定されている目標指標の「情報関係」連産売上高は、平成23年度の目標値が設定されていないため、施策の成果を把握することができない。当該指標の目標値及びその設定根拠を明確にするとともに、目標指標を補完できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考える。

※県の評価原案(i)順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i)目標指標等の達成状況、ii県民意識調査結果、iii社会経済情勢等、iv事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願ひします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願ひします。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願ひします。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策2 観光資源 知的資産を活用した商業・サービス産業の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策4 高付加価値型サービス産業・情報産業及び地域商業の振興(県の評価原案:概ね順調)

施策5 地域が潤う訪れでよしの観光王国みやぎの実現(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。  
設定されている目標指標だけでは、施策の成果を十分に把握することができない。当該指標を補完できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i)目標指標等の達成状況、ii県民意識調査結果、iii社会経済情勢等、iv事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【政策評価】

政策3 地域経済を支える農林水産業の競争力強化(県の評価原案:概ね順調)

施策6 競争力ある農林水産業への転換(県の評価原案:概ね順調)

施策7 地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

### 口県の評価「政策」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由」各施策の成果の状況から見ても適切な判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### 口県の「政策」を推進する上での課題と対応方針に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ある】

課題と対応方針を対応させて記載するなど、分かりやすく示す必要があると考える。

※県が示す「政策」を推進する上での課題と対応方針について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策3 地域経済を支える農林水産業の競争力強化(県の評価原案:概ね順調)

施策6 競争力ある農林水産業への転換(県の評価原案:概ね順調)

施策7 地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

### 口県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。  
 目標指標の状況及び県民意識調査の結果については、施策の成果に対する評価との関連を評価の理由に分かりやすく記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(「目標指標等の達成状況、県民意識調査結果、社会意識調査結果等、iv事業の実績及び成果等)から見ても妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、のように判断された理由を具体的に御記入願います。

### 口県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ある】

施策を推進する上での課題と対応方針については、分かりやすく示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策3 地域経済を支える農林水産業の競争力強化(県の評価原案:概ね順調)

施策6 競争力ある農林水産業への転換(県の評価原案:概ね順調)

施策7 地産地消や食育を通じた需要の創出と食の安全安心の確保(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

### 〇県の評価「施策」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるもの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。  
 目標指標の「環境保全型農業栽培面積」は、平成23年度の目標値が設定されていないため、施策の成果を把握することができない。当該指標の目標値及びその設定根拠を明確にするなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考える。

※県の評価原案(県調・概ね順調)や遅れている・遅れている)について、評価の理由(目標指標等の達成状況、市民意識調査結果、世帯意識調査結果、世帯意識調査結果、世帯意識調査結果)から見ても妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

#### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ある】

地産地消を推進するに当たっては、特に児童、生徒に対する安心安全の確保に留意しながら、取組を進めていく必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

(平成24年6月19日(火)開催)

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【政策評価】

政策4 フジフに開かれた広域経済圏の形成(県の評価原案:やや遅れている)

施策8 県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進(県の評価原案:やや遅れている;

施策9 自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

### □県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由」各施策の成果の状況から見ても妥当なものであり、判断をさせていただきます。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策4 アジアに開かれた広域経済圏の形成(県の評価原案:やや遅れている)

施策8 県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進(県の評価原案:やや遅れている)

施策9 自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(ⅰ目標指標等の達成状況、ⅱ県民意識調査結果、ⅲ社会経済情勢等、ⅳ事業の実績及び成果等)から見ても妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策4 アジアに開かれた広域経済圏の形成(県の評価原案:やや遅れている)

施策8 県内企業のグローバルビジネスの推進と外資系企業の立地促進(県の評価原案:やや遅れている)

施策9 自律的に発展できる経済システム構築に向けた広域経済圏の形成(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

### 口臭の評価「施策」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

評価の理由に記載されている内容は客観性に欠けていることから、施策の成果を十分に把握することができない。当該内容を補完できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果を評価の理由に分かりやすく記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況、ii 県民意識調査結果、iii 社会経済情勢等、iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

#### 口臭の「施策」を推進する上での課題と対応方針に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない 。

※県が示す「施策」を推進する上での課題と対応方針について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【政策評価】

政策5 産業競争力の強化に向けた案件整備(県の評価原案:概ね順調)

施策10 産業活動の基礎となる人材の育成・確保(県の評価原案:概ね順調)

施策11 経営力の向上と経営基盤の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策12 宮城の飛躍を支える産業基盤の整備(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

### □県の評価「政策」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見ても妥当なものか判断し、いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ある】

課題と対応方針を対応させて記載するなど、分かりやすく示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策5 産業競争力の強化に向けた条件整備(県の評価原案:概ね順調)

施策10 産業活動の基礎となる人材の育成・確保(県の評価原案:概ね順調)

施策11 経営力の向上と経営基盤の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策12 宮城の飛躍を支える産業基盤の整備(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

### □県の評価「施策」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」として県の評価は、妥当であると判断される。  
 企業における女性の登用促進については、雇用者総数に占める女性雇用者の割合を具体的に数値で示すなど、施策の成果を評価の理由により分かりやすく記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(！目標指標等の達成状況、  
 〇県民意識調査結果、<sup>Ⅱ</sup>社会経済情勢等、<sup>Ⅳ</sup>事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定を  
 お願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない 。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策5 産業競争力の強化に向けた条件整備(県の評価原案:概ね順調)

施策10 産業活動の基礎となる人材の育成・確保(県の評価原案:概ね順調)

施策11 経営力の向上と経営基盤の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策12 宮城の飛躍を支える産業基盤の整備(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(ⅰ)目標指標等の達成状況、ⅱ県民意識調査結果、ⅲ社会経済情勢等、ⅳ事業の実績及び成果等)から見ても判断いただき、判定をお願いいたします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない 。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策5 産業競争力の強化に向けた条件整備(県の評価原案:概ね順調)

施策10 産業活動の基礎となる人材の育成・確保(県の評価原案:概ね順調)

施策11 経営力の向上と経営基盤の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策12 宮城の飛躍を支える産業基盤の整備(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

### 口県の評価「施策」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(i順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i目標指標等の達成状況、ii県民意識調査結果、iii社会経済情勢等、iv事業の実績及び成果等)から見ても妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### 口県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書  
【政策評価】

(平成24年6月4日(月)開催)

政策3 「富県宮城の実現」に向けた経済基礎の再構築 (県の評価原案:概ね順調)

- 施策1 ものづくり産業の復興(県の評価原案:概ね順調)
- 施策2 商業・観光の再生(県の評価原案:概ね順調)
- 施策3 雇用の維持・確保(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

□県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	<input checked="" type="radio"/> 概ね適切	要検討
----	---------------------------------------	-----

【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるもの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。  
構成施策1については、沿岸部と内陸部それぞれの評価を併記するなど、評価の理由をより分かりやすく示す工夫が必要であると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由」各施策の成果の状況から見ても妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が  な い  あ る  】

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

(平成24年6月4日(月)開催)

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策3 「富県宮城の実現」に向けた経済基盤の再構築 (県の評価原案:概ね順調)

施策1 ものづくり産業の復興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 商業・観光の再生(県の評価原案:概ね順調)

施策3 雇用の維持・確保(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

### 口県の評価「施策」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

目標指標の達成状況だけではなく、事業の実績及び成果等を具体的に記載するとともに、沿岸部と内陸部それぞれの評価を併記するなど、評価の理由をより分かりやすく示す工夫が必要であると考えらる。

--

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(1)目標指標等の達成状況、(2)県民意識調査結果、(3)社会経済情勢等、(4)事業の実績及び(成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### 口県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ある】

課題と対応方針を対応させて記載するなど、分かりやすく示す必要があると考える。

--

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

(平成24年6月4日(月)開催)

## 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

### 【施策評価】

政策3 「高県宮城の実現」に向けた経済基盤の再構築 (県の評価原案:概ね順調)

施策1 ものづくり産業の復興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 商業・観光の再生(県の評価原案:概ね順調)

施策3 雇用の維持・確保(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

#### □県の評価「施策」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。  
目標指標の状況や、事業の実績及び成果等の数値を用いて、より客観的に記載するなど、評価の理由を分かりやすく示す工夫が必要であると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(目標指標等の達成状況、県民意識調査結果、社会経済情勢等、事業の実績及び成果等)から見ても妥当なのか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

#### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が  な  い  ・  あ  る  1

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

(平成24年6月4日(月)開催)

## 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

### 【施策評価】

政策3 「富県宮城の実現」に向けた経済基盤の再構築 (県の評価原案: 概ね順調)

施策1 ものづくり産業の復興(県の評価原案: 概ね順調)

施策2 商業・観光の再生(県の評価原案: 概ね順調)

施策3 雇用の維持・確保(県の評価原案: 概ね順調)

第1分科会

#### □県の評価「施策」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(「目標指標等の達成状況、県民意識調査結果、世帯世帯経済情勢等、IV事業の実績及び成果等」)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

#### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【政策評価】

政策4	農林水産業の早期復興(県の評価原案:概ね順調)
施策1	魅力ある農業・農村の再興(県の評価原案:概ね順調)
施策2	活力ある林業の再生(県の評価原案:概ね順調)
施策3	新たな水産業の創造(県の評価原案:概ね順調)
施策4	一次産業を牽引する食産業の振興(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

### 口県の評価「政策」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。  
 目標指標の中に、平成23年度の目標値が設定されていないものがあるため、政策を構成する施策の成果を把握することができない。当該指標の目標値及びその設定根拠を明確にするなど、政策の成果を分かりやすく示す工夫が必要であると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由」各施策の成果の状況「から見ても妥当なものか判断し」いただき、判定をお願いします。また、のように判断された理由を具体的に御記入願います。

### 口県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ある】  
 .....課題と対応方針を対応させて記載するなど、分かりやすく示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断し「いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策4 農林水産業の早期復興(県の評価原案:概ね順調)

施策1 魅力ある農業・農村の再興(県の評価原案:概ね順調)

施策2 活力ある林業の再生(県の評価原案:概ね順調)

施策3 新たな水産業の創造(県の評価原案:概ね順調)

施策4 一次産業を牽引する食産業の振興(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

### 〇県の評価「施策」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」として県の評価は、妥当であると判断される。  
 目標指標の「園芸用ガラス室・ハウス設置面積」は、平成23年度の目標値が設定されていないため、施策の成果を把握することができない。当該指標の目標値及びその設定根拠を明確にするなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(1)目標指標等の達成状況、(2)県民意識調査結果、(3)社会経済情勢等、(4)事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### 〇県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ある】

課題と対応方針を対応させて記載するなど、分かりやすく示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

- 政策4 農林水産業の早期復興(県の評価原案:概ね順調)
- 施策1 魅力ある農業・農村の再興(県の評価原案:概ね順調)
- 施策2 活力ある林業の再生(県の評価原案:概ね順調)**
- 施策3 新たな水産業の創造(県の評価原案:概ね順調)
- 施策4 一次産業を牽引する食産業の振興(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

### 口県の評価「施策」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。  
 設定されている目標指標の「海岸防 災林(民有地)復旧面積及び復旧率」は、目標値の設定根拠が不十分であり、また、平成23年度の目標値が「0」であるため、施策の成果を把握することができない。当該指標の目標値及びその設定根拠を明確にするなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(！目標指標等の達成状況、ii県民意識調査結果、iii社会経済情勢等、iv事業の実績及び成果等)から見えて妥当なものか判断いただき、判定をお願ひします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願ひします。

### 口県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見がない・ある】

-----

課題と対応方針を対応させて記載するなど、分かりやすく示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願ひします。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

- 政策4 農林水産業の早期復興(県の評価原案:概ね順調)
- 施策1 魅力ある農業・農村の再興(県の評価原案:概ね順調)
- 施策2 活力ある林業の再生(県の評価原案:概ね順調)
- 施策3 新たな水産業の創造(県の評価原案:概ね順調)
- 施策4 一次産業を牽引する食産業の振興(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(ⅰ目標指標等の達成状況、ⅱ県民意識調査結果、ⅲ社会経済情勢等、ⅳ事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

- 政策4 農林水産業の早期復興(県の評価原案:概ね順調)
- 施策1 魅力ある農業・農村の再興(県の評価原案:概ね順調)
- 施策2 活力ある林業の再生(県の評価原案:概ね順調)
- 施策3 新たな水産業の創造(県の評価原案:概ね順調)
- 施策4 一次産業を牽引する畜産産業の振興(県の評価原案:概ね順調)

第1分科会

### 口県の評価「施策」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(1)目標指標等の達成状況、(2)県民意識調査結果、(3)社会経済情勢等、(4)事業の実績及び成果等)から見ても妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### 口県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【政策評価】

政策6 子どもを生き育てやすい環境づくり(県の評価原案:やや遅れている)

施策13 次代を担う子どもを安心して生み育てることができ環境づくり(県の評価原案:やや遅れている)

施策14 家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

### 〇県の評価「政策」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(原調・概ね順調・やや遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見ても妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### 〇県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

#### 【県が示す原案に対して意見が ない がある】

「合計特殊出生率」が低い要因の分析及びその対策について検討するとともに、震災の影響を踏まえて「子育て支援を進める県民運動」及び「新みやぎの子どもの幸福計画(後期計画)」を進めていく必要があると考えます。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策6 子どもを生き育てやすい環境づくり(県の評価原案:やや遅れている)

施策13 次代を担う子どもを安心して生き育てることができる環境づくり(県の評価原案:やや遅れている)

施策14 家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i:目標指標等の達成状況, ii:県民意識調査結果, iii:社会経済情勢等, iv:事業の実績及び成果等)から見ても妥当なものか判断いただき、判定をお願いいたします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ある】

「合計特殊出生率」が低い要因の分析及びその対策について検討するともに、震災の影響を踏まえて「子育て支援を進める県民運動」及び「新みやぎの子どもの幸福計画(後期計画)」を進めていく必要があると考えます。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策6 子どもを生き育てやすい環境づくり(県の評価原案:やや遅れている)

施策13 次代を担う子どもを安心して生き育てることができ環境づくり(県の評価原案:やや遅れている)

施策14 家庭・地域・学校の協働による子どもの健全な育成(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

### □県の評価「施策」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】  
 評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【政策評価】

政策7 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策15 着実な学力向上と希望する進路の実現(県の評価原案:概ね順調)

施策16 豊かな心と健やかな体の育成(県の評価原案:やや遅れている)

施策17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

### □県の評価「政策」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見ても妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策7 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策15 着実な学力向上と希望する道路の実現(県の評価原案:概ね順調)

施策16 豊かな心と健やかな体の育成(県の評価原案:やや遅れている)

施策17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

### □県の評価「施策」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(「目標指標等の達成状況、県民意識調査結果、世帯社会経済情勢等、事業の実績及び成果等)から見ても妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策」を推進する上での課題と対応方針に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

※県が示す「施策」を推進する上での課題と対応方針について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策7 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策15 着実な学力向上と希望する進路の実現(県の評価原案:概ね順調)

施策16 豊かな心と健やかな体の育成(県の評価原案:やや遅れている)

施策17 児童生徒や地域のニーズに応じた特色ある教育環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i:目標指標等の達成状況, ii:県民意識調査結果, iii:社会経済情勢等, iv:事業の実績及び成果等)から見ても妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に併記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ある】

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが果たす役割及び業務内容について、対応方針に分かりやすく示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に併記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策7 将来の宮城を担う子どもの教育環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策15 着実な学力向上と希望する進路の実現(県の評価原案:概ね順調)

施策16 豊かな心と健やかな体の育成(県の評価原案:やや遅れている)

施策17 児童生徒や地域の三つ文に並びだ特色ある教育環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

### 口県の評価「施策」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見ても妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### 口県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が  な  い  ・  ある  。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【政策評価】

政策8	生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)
施策18	多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調)
施策19	安心できる地域医療の充実(県の評価原案:やや遅れている)
施策20	生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)
施策21	高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:順調)
施策22	障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:概ね順調)
施策23	生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

### 口泉の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について「評価の理由・各施策の成果の状況」から見ても妥当なものか判断したとき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### 口泉の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ある】

高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくりを図る上で重要な看護師等の確保に努める必要があると考える。

生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興について、施策の目的や施策の方向を踏まえ、具体的な事業、取組を掲げて今後の対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

施策18 **多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調)**

施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:やや遅れている)

施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:順調)

施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:概ね順調)

施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(「目標指標等の達成状況、  
 ii 県民意識調査結果、iii 社会経済情勢等、iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定を  
 お願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調)

施策19 **安心できる地域医療の充実(県の評価原案:やや遅れている)**

施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:順調)

施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:概ね順調)

施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

--	--

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(ⅰ目標指標等の達成状況、ⅱ県民意識調査結果、ⅲ社会経済情勢等、ⅳ事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ あ る 】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

- 政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)
- 施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調)
- 施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:やや遅れている)
- 施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)
- 施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:順調)
- 施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:概ね順調)
- 施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

### □県の評価「施策」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見ても妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

- 政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)
- 施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調)
- 施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:やや遅れている)
- 施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)
- 施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:順調)
- 施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:概ね順調)
- 施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(1)目標指標等の達成状況、(2)県民意識調査結果、(3)社会経済情勢等、(4)事業の実績及び成果等)から見ても妥当なものか判断いただき、判定をお願いいたします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

**【県が示す原案に対して意見がない】**

市町村における地域包括ケア体制の整備を促進するため、医療、介護、福祉の分野において、県として、引き続き支援を行っていく必要があると考える。  
 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくりを図る上で重要となる看護師等の確保に努める必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

- 政策8 生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)
- 施策18 多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調)
- 施策19 安心できる地域医療の充実(県の評価原案:やや遅れている)
- 施策20 生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)
- 施策21 高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:順調)
- 施策22 障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:概ね順調)
- 施策23 生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(1)目標指標等の達成状況、(2)県民意識調査結果、(3)社会経済情勢等、(4)事業の実績及び成果等)から見ても妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない 。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策8	生涯現役で安心して暮らせる社会の構築(県の評価原案:概ね順調)
施策18	多様な就業機会や就業環境の創出(県の評価原案:概ね順調)
施策19	安心できる地域医療の充実(県の評価原案:やや遅れている)
施策20	生涯を豊かに暮らすための健康づくり(県の評価原案:概ね順調)
施策21	高齢者が元気に安心して暮らせる環境づくり(県の評価原案:順調)
施策22	障害があっても安心して生活できる地域社会の実現(県の評価原案:概ね順調)
施策23	生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

### □県の評価「施策」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるもの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。  
 設定されている目標指標の「公立図書館等における県民一人当たりの図書資料貸出数」は、現況値の把握ができておらず、また、公立図書館等が果たしている役割を十分に反映しているものとは言えないため、施策の成果を十分に把握することができない。当該指標を補充できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i)目標指標等の達成状況、ii県民意識調査結果、iii社会経済情勢等、iv事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いいたします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

#### 【県が示す原案に対して意見が「ない」か「ある」か】

生涯学習社会の確立とスポーツ・文化芸術の振興について、施策の目的や施策の方向を踏まえ、具体的な事業、取組を掲げて今後の対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【政策評価】

政策9 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実(県の評価原案:やや遅れている)

施策24 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

### □県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見ても妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

**【県が示す原案に対して意見が ない がある】**

コンパクトで機能的なまちづくりを念頭に置いて、地域の実情に応じ、中心市街地や商店街の活性化を図る必要があると考える。  
公共交通については、住民の移動手段を確保する観点から、居住する市町村のみならず、広域的な移動手段についても取り組む必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策9 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実(県の評価原案:やや遅れている)

施策24 コンパクトで機能的なまちづくりと地域生活の充実(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(「目標指標等の達成状況、Ⅱ県民意識調査結果、Ⅲ社会経済情勢等、Ⅳ事業の実績及び成果等」)から見ても妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

#### 【県が示す原案に対して意見が ない ある】

都市計画区域のマスタープランの策定に当たっては、震災に強いまちづくりの観点を踏まえながら、スピード感を持って進めていく必要があると考える。  
コンパクトで機能的なまちづくりを念頭に置いて、地域の実情に応じ、中心市街地や商店街の活性化を図る必要があると考える。  
公共交通については、住民の移動手段を確保する観点から、居住する市町村のみならず、広域的な移動手段についても取り組みが必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【政策評価】

政策10 だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策25 安全で安心なまちづくり(県の評価原案:概ね順調)

施策26 外国人も活躍できる地域づくり(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

### 口県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見ても妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### 口県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見がない】

安全で安心なまちづくりについては、行政分野にとられず、「地域の安全は地域が守る」という意識及び地域の連帯感の向上を図りながら、取組を進めていく必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策10 だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策25 安全で安心なまちづくり(県の評価原案:概ね順調)

施策26 外国人も活躍できる地域づくり(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(1)目標指標等の達成状況、(2)民意意識調査結果、(3)社会経済情勢等、(4)事業の実績及び成果等)から見ても妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

#### 【県が示す原案に対して意見が「ない・ある」】

当該施策は広範にわたるものであることから、例えば、高齢者については、地域包括センターや地域で活動している介護職員等との連携を図るなど、行政分野にとられずに、特に配感を要する子ども、女性、高齢者等に対して安全対策を進めたい必要があると考えます。また、「地域の安全は地域が守る」という意識及び地域の連帯感の向上を図るとともに、東日本大震災を踏まえて、安全で安心なまちづくりを推進していく必要があると考えます。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策10 だれもが安全に、尊重し合いながら暮らせる環境づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策25 安全で安心なまちづくり(県の評価原案:概ね順調)

施策26 外国人も活躍できる地域づくり(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

□県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

--

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(①目標指標等の達成状況、②県民意識調査結果、③社会経済情勢等、④事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が <u>ない</u> ・ <u>ある</u> 】
--

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【政策評価】

政策2 保健・医療・福祉提供体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 安心できる地域医療の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策2 未来を担う子どもたちへの支援(県の評価原案:概ね順調)

施策3 だれもが住みよい地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調).

第2分科会

### □県の評価「政策」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見ても妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が . . . ない . . . ある】

「東日本大震災・あまやま子ども育英基金事業」による取組や相談支援体制等の強化について、具体的な事業を掲げて示す必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策2 保健・医療・福祉提供体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 **安心できる地域医療の確保(県の評価原案:概ね順調)**

施策2 未来を担う子どもたちへの支援(県の評価原案:概ね順調)

施策3 だれもが住みよい地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i:目標指標等の達成状況, ii:県民意識調査結果, iii:社会経済情勢等, iv:事業の実績及び成果等)から見ても妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策2 保健・医療・福祉提供体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 安心できる地域医療の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策2 **未来を担う子どもたちの支援(県の評価原案:概ね順調)**

施策3 だれもが住みよい地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

### 〇県の評価「施策」の成果に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見ても適切な理由が判断されたか、判定をお願いいたします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### 〇県の「施策」を推進する上での課題と対応方針に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

#### 【県が示す原案に対して意見がない】

「県 日本大震災のみやきことも育英基金事業」については、中長期的な観点で取組を進めていくとともに、積極的に広報していく必要があると考える。

※県が示す「施策」を推進する上での課題と対応方針について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策2	保健・医療・福祉提供体制の回復(県の評価原案:概ね順調)
施策1	安心できる地域医療の確保(県の評価原案:概ね順調)
施策2	未来を担う子どもたちへの支援(県の評価原案:概ね順調)
施策3	だれもが住みよい地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第2分科会

### □県の評価「施策」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(1)目標指標等の達成状況、(2)県民意識調査結果、(3)社会経済情勢等、(4)事業の実績及び成果等)から見ても妥当なものでない場合は、判定をお断いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ある】

相談支援体制等の強化について、震災により心のケアを必要とする被災者に支援が届くよう、具体的な事業、取組を掲げて今後の対応方針を示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【政策評価】

政策6 安心して学べる教育環境の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策1 安全・安心な学校教育の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策2 家庭・地域の教育力の再構築(県の評価原案:概ね順調)

施策3 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

### □県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見ても妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が な い ・ あ る 】

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策6 安心して学べる教育環境の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策1 安全・安心な学校教育の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策2 家庭・地域の教育力の再構築(県の評価原案:概ね順調)

施策3 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(ⅰ目標指標等の達成状況, ⅱ県民意識調査結果, ⅲ社会経済情勢等, ⅳ事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いたします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

#### 【県が示す原案に対して意見が ない ある】

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが果たす役割及び業務内容について、対応方針に分かりやすく示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策6 安心して学べる教育環境の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策1 安全・安心な学校教育の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策2 家庭・地域の教育力の再構築(県の評価原案:概ね順調)

施策3 生涯学習・文化・スポーツ活動の充実(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(！目標指標等の達成状況、県民意識調査結果、世帯社会経済情勢等、iv事業の実績及び成果等)から見ても妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある 】

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

- 政策6 安心して学べる教育環境の確保(県の評価原案:概ね順調)
- 施策1 安全・安心な学校教育の確保(県の評価原案:概ね順調)
- 施策2 家庭・地域の教育力の再構築(県の評価原案:概ね順調)
- 施策3 生涯学習文化(スポーツ)活動の充実(県の評価原案:やや遅れている)

第2分科会

### □県の評価「施策」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】  
 評価の理由が十分であり、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(1)目標指標等の達成状況、(2)県民意識調査結果、(3)社会経済情勢等、(4)事業の実績及び成果等)から見ても妥当なものか判断いただき、判断をお願いいたします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ある】

震災後の現状を踏まえて、県民の学習機会の提供及び文化芸術の振興についても促進する必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【政策評価】

政策1 経済・社会の持続的発展と環境保全の両立(県の評価原案：概ね順調)

施策27 環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献(県の評価原案：概ね順調)

施策28 廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進(県の評価原案：概ね順調)

第3分科会

### □県の評価「政策」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。  
 政策を構成する二つの施策は、「経済・社会の持続的発展と環境保全の両立」に向けて取り組んでいるものの、例えば、施策27の二酸化炭素の削減と、施策28の廃棄物のリサイクルについては、必ずしも両立するものではなく、むしろ、トワードオフの関係となる場合もあることから、それらを踏まえて評価の理由を分かりやすく示す工夫が必要であると考える。

--

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由」各施策の成果の状況から見ても妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

<p>【県が示す原案に対して意見が <u>ない</u> <u>ある</u>】</p> <p>廃棄物等の3Rと適正処理の推進については、現状分析に基づく課題や改善が必要な事項を掲げて今後の対応方針を示すなど、分かりやすく記載する必要があると考える。</p>
---

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策11 経済・社会の持続的発展と環境保全の両立(県の評価原案:概ね順調)

施策27 環境に配慮した社会経済システムへの構築(県の評価原案:概ね順調)

施策28 廃棄物等の3R(発生抑制・再使用・再生利用)と適正処理の推進(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

### □県の評価「施策」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

東日本大震災の影響もあり、設定されている目標指標だけでは、施策の成果を十分に把握することができない。また、国のエコカー補助金等をはじめとする県以外の取組の結果が成果に反映している面もあり、評価の理由に記載されている内容だけでは、県の取組による成果を十分に把握することができない。当該内容を補完できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(「目標指標等の達成状況、県民意識調査結果、世帯社会経済情勢等、事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いいたします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策」を推進する上での課題と対応方針に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

<p>【県が示す原案に対して意見が <u>ない</u> <u>ある</u>】</p> <p>国の対応方針を待つだけでなく、県として「環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献」に向けた方針を示すとともに、みやぎ環境税の活用も図りながら、イニシアチブを発揮する必要があると考える。</p>
---

※県が示す「施策」を推進する上での課題と対応方針について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策11 被災者の生活再建と生活環境の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策27 環境に配慮した社会経済システムの構築と地球環境保全への貢献(県の評価原案:概ね順調)

施策28 廃棄物等の3R(発生抑制・再利用・再生利用)と適正処理の推進(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

### 〇県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるもの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

東日本大震災の影響もあり、設定されている目標指標や施策に関する社会経済情勢等の状況だけでは、施策の成果を十分に把握することができない。特に、当該施策は、東日本大震災により発生した大量の災害廃棄物の影響を考慮する必要があることから、その影響について分析した上で、評価の理由に具体的に記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(「目標指標等の達成状況、」県民意識調査結果、世帯社会経済情勢等、iv事業の実績及び成果等)から見ても妥当なものか判断いただき、判定をお願いいたします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### 〇県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が . . . な い . . . あ る】
<p>施策を推進する上での課題と対応方針については、現状分析に基づく課題や改善が必要な事項を掲げて今後の対応方針を示すなど、分かりやすく記載する必要があると考える。</p> <p>最終処分場の残余容量が全国的に逼迫している中で、東日本大震災により災害廃棄物が大量に発生していることから、その対応方針を示す必要があると考える。</p>

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【政策評価】

政策12 豊かな自然環境・生活環境の保全(県の評価原案:概ね順調)

施策29 豊かな自然環境・生活環境の保全(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

### 口県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が次のとおり不十分で、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。設定されている目標指標の中には、水質の測定回数が少なかつたため、現況値の把握ができていないものがある。また、自然環境全般に対する現状分析も不足しているため、政策を構成する施策の成果を把握できない。目標指標の現況値の把握ができていない場合であっても、測定しているデータや各種モニタリング調査のデータを用いて評価理由を補強し、自然環境・生活環境の保全に関する具体的な取組を踏まえて評価する必要がある。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由」各施策の成果の状況から見えて妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、のように判断された理由を具体的に御記入願います。

#### 口県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

<p>【県が示す原案に対して意見が <u>ない</u> <u>ある</u>】</p> <p>自然環境、生活環境の保全については、学術調査やモニタリングを行うなど、科学的なデータに基づいて、取組を進めていく必要があると考える。</p> <p>東日本大震災により失われた干潟等の今後の在り方について、県の対応方針を示す必要があると考える。</p> <p>高台移転等の復興事業については、引き続き、自然環境との調整を十分に行っていく必要があると考える。</p>
---

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策12 豊かな自然環境、生活環境の保全(県の評価原案:概ね順調)

施策29 豊かな自然環境、生活環境の保全(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

### □県の評価「施策」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が次のとおり不十分で、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。設定されている目標指標の中には、水質の測定回数が少なかつたため、現況値の把握ができていないものがある。また、自然環境全般に対する現状分析も不足しているため、施策の成果を把握できない。目標指標の現況値の把握ができない場合であっても、測定しているデータや各種モニタリング調査のデータを用いて評価理由を補強し、自然環境、生活環境の保全に関する具体的な取組を踏まえて評価する必要がある。

※県の評価原案(評価:概ね順調)や遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見ても適切なものか判断いただき、判定をお願いいたします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策」を推進する上での課題と対応方針に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ある】

施策を推進する上での課題と対応方針については、例えば、生物多様性に対する県の対応方針を示すなど、具体的な取組を掲げて、分かりやすく記載する必要があると考える。

※県が示す「施策」を推進する上での課題と対応方針について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【政策評価】

政策13 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成(県の評価原案:概ね順調)

施策30 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

### □県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」として県の評価は、妥当であると判断される。  
 評価の理由に記載されている内容は具体性に欠けていることから、政策の成果を十分に把握することができない。当該内容を補完できるようなデータや具体的な取組を用いて成果の把握に努めるなど、政策の成果をより分かりやすく示す必要があると考える。  
 平成23年県民意識調査において、施策に対する重視の割合が前回調査より低下した理由について分析の上、評価の理由に記載するなど、政策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見ても妥当なのか判断いただき、判定をお願いします。また、のように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

<p>【県が示す原案に対して意見が</p>	<p>な い ・ あ る</p>	<p>住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成については、住民、企業との協働を引き続き推進するとともに、環境、教育等、他の分野との連携も図りながら、当該政策を進める必要があると考える。</p>
-----------------------	------------------	---

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策13 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成(県の評価原案:概ね順調)

施策30 住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

### 口県の評価「施策」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。  
 評価の理由に記載されている内容は具体性に欠けていることから、施策の成果を十分に把握することができない。当該内容を補完できるようなデータや具体的な取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す必要があると考える。  
 平成23年県民意識調査において、施策に対する重視の割合が前回調査より低下した理由について分析の上、評価の理由に記載するなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i目標指標等の達成状況, ii県民意識調査結果, iii社会経済情勢等, iv事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### 口県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

<p>【県が示す原案に対して意見が <u>ない</u> <u>ある</u>】</p> <p>住民参画型の社会資本整備や良好な景観の形成については、住民、企業との協働を引き続き推進するとともに、環境、教育等、他の分野との連携も図りながら、当該施策を進める必要があると考える。</p>
--

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【政策評価】

政策14 宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策31 宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実(県の評価原案:概ね順調)

施策32 洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進(県の評価原案:概ね順調)

施策33 地域ぐるみの防災体制の充実(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

### □県の評価「政策」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

政策を構成する施策に関連している事業のうち、ハード対策については一定の進捗が見られるものの、ソフト対策が遅れていると思われる。また、防災リーダー、自主防災組織の現況把握がなされていないことから、政策の成果を把握することができない。当該記載内容を補完できるような具体的な取組を用いて成果の把握に努めるなど、政策の成果をより分かりやすく示す必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(価額・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由」各施策の成果の状況から見ても妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合は、意見の内容を具体的に記入)

<p>【県が示す原案に対して意見が <u>ない</u> <u>ある</u>】</p> <p>宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくりについては、東日本大震災を踏まえ、当該政策に関係する事業を検討する必要があると考える。なお、東日本大震災の発生により、県民意識が変化している可能性が高いことから、その把握に努め、対応していく必要があると考える。</p>
---

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

- 政策14 宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり(県の評価原案:概ね順調)
- 施策31 宮城県沖地震に備える施設整備や情報ネットワークの充実(県の評価原案:概ね順調)
- 施策32 洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進(県の評価原案:概ね順調)
- 施策33 地域ぐるみの防災体制の充実(県の評価原案:概ね順調)
- 第3分科会

### 口県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

県 日本大震災の影響により、設定されている目標指標だけでは、「宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実」という施策の成果を十分に把握することができない。当該指標を補充できるような情報ネットワークの充実に関する具体的な取組等を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(「目標指標等の達成状況、県民意識調査結果、社会経済情勢等、事業の実績及び成果等)」から見ても妥当なものか判断いただき、判定をお願ひします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願ひします。

### 口県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

**【県が示す原案に対して意見が ない あるいは】**

東日本大震災後の県民意識の変化を踏まえて、宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実に対応していく必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願ひします。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策14 宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策31 宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実(県の評価原案:概ね順調)

施策32 洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進(県の評価原案:概ね順調)

施策33 地域ぐるみの防災体制の充実(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

### 口県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(1)目標指標等の達成状況、(2)県民意識調査結果、(3)社会経済情勢等、(4)事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いいたします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### 口県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

#### 【県が示す原案に対して意見がない】

東日本大震災による被災を踏まえ、地盤沈下及び津波の遡上対策を盛り込んだ河川改修計画の改訂が必要であると考える。

洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策を進めるためには、減災の観点から、ソフト対策の一層の推進を図る必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策14 宮城県沖地震など大規模災害による被害を最小限にする県土づくり(県の評価原案:概ね順調)

施策31 宮城県沖地震に備えた施設整備や情報ネットワークの充実(県の評価原案:概ね順調)

施策32 洪水や土砂災害などの大規模自然災害対策の推進(県の評価原案:概ね順調)

施策33 地域ぐるみの防災体制の充実(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が次のとおり不十分で、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。設定されている目標指標の「防災リーダー養成者数」は、目標値を累計しているが、実際には転出等による減少もあり、防災リーダーの現況や活動の実態を表すものではないため、施策の成果を評価するデータとしては不十分である。目標指標を補完できるようなデータや事業の実績及び成果等を踏まえて評価する必要がある。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(ⅰ)目標指標等の達成状況、ⅱ県民意識調査結果、ⅲ社会経済情勢等、ⅳ事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いいたします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

<b>【県が示す原案に対して意見が ない ある】</b>	<p>自主防災組織の現況を把握し、震災時に当該組織がどのように機能したのかを検討した上で、事業に取り組む必要があると考える。</p> <p>東日本大震災時の対応を教訓として、災害物資の受入及び供給についてのシステムを作るとともに、配送訓練等を行う必要があると考える。</p> <p>BCP(業務継続計画)を推進する上で、サプライチェーン(原材料、部品等の供給体制)が重要であることから、県域にとらわれずに、その課題と対応方針を具体的に示す必要があると考える。</p>
--------------------------------------	---

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【政策評価】

政策1 被災者の生活再建と生活環境の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策1 被災者の生活環境の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策2 廃棄物の適正処理(県の評価原案:概ね順調)

施策3 持続可能な社会と環境保全の実現(県の評価原案:やや遅れている)

第3分科会

### 〇県の評価「政策」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。  
 設定されている目標指標は、政策を構成する施策の成果を必ずしも反映するものとは言えない。当該指標を補完できるようなデータをを用いて成果を把握し、政策の進捗状況を評価の理由に記載するなど、政策の成果を分かりやすく示す工夫が必要であると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見ても妥当なのか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### 〇県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ある】

国の方針を見極めるだけでなく、被災者のニーズを踏まえて、その生活再建と生活環境の確保に向けたロードマップを示し、当該政策を進めていく必要があると考える。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策1 被災者の生活再建と生活環境の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策1 被災者の生活環境の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策2 廃棄物の適正処理(県の評価原案:概ね順調)

施策3 持続可能な社会と環境保全の実現(県の評価原案:やや遅れている)

第3分科会

### 口県の評価「施策」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

設定されている目標指標の「災害公営住宅の整備戸数」は、平成23年度の目標値が「0」であるため、施策の成果を把握することができない。また、「被災地におけるコミュニティ再構築活動を行う団体への助成件数」は、被災者の生活環境の確保の観点から、十分な指標とは言えない。当該指標を補完できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考える。

<p>※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(1)目標指標等の達成状況、(2)県民意識調査結果、(3)社会経済情勢等、(4)事業の実績及び成果等)から見ても妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。</p>
--

### 口県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

<p>【県が示す原案に対して意見がない】</p> <p>健康不安や生活不安などに対する被災者のニーズを把握し、施策を効率的、効果的に推進しているためには、県外避難者の実態把握が不可欠であると考え。災害公営住宅については、必要戸数の算定根拠を明確にするとともに、仮設住宅の入居期限の動向を注視しながら、スピード感を持って進めていく必要があると考え。</p>
---

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策1 被災者の生活再建と生活環境の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策1 被災者の生活環境の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策2 廃棄物の適正処理(県の評価原案:概ね順調)

施策3 持続可能な社会と環境保全の実現(県の評価原案:やや遅れている)

第3分科会

### 県の評価「施策」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。  
 設定されている目標指標の「災害廃棄物残存量(県処理分)」は、初期値と平成23年度の目標値が変わらないため、施策の成果を把握することができない。当該指標を補充できるように取組を示すなど、施策の進捗状況を評価の理由に分かりやすく記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### 県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

<p>【県が示す原案に対して意見が</p> <p>廃棄物の適正処理については、かれき処理に伴う放射線に関する情報開示やかかれき推積場における量などからの発火対策を十分に行うとともに、みやぎ環境税の活用も図りつつ、国にも積極的な対応を促しながら、施策を推進していく必要があると考える。</p>	<p>な</p> <p>い</p> <p>あ</p> <p>る</p>
---	-------------------------------------

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策1 被災者の生活再建と生活環境の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策1 被災者の生活環境の確保(県の評価原案:概ね順調)

施策2 廃棄物の適正処理(県の評価原案:概ね順調)

施策3 持続可能な社会と環境保全の実現(県の評価原案:やや遅れている)

第3分科会

### 〇県の評価「施策」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「やや遅れている」とした県の評価は、妥当であると判断される。

目標指標については、東日本大震災発生前に設定したものであり、その後の状況の変化が大きい。また、目標指標のうち「県内における自然エネルギー等の導入量(原油換算)」は、「太陽光発電システム」の導入出力数を包摂した指標と考えられ、各々の指標は独立したものはならない。さらに、設定されている目標指標だけでは、自然環境、生活環境の保全の観点から、施策の成果を把握することができない。当該指標を補充できるようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見ても妥当なものか判断いただき、判定をお願いいたします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### 〇県の「施策」を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ・ ある】

国の方針を待つだけでなく、県として持続可能な社会と環境保全の実現に向けたロードマップを示す必要があると考える。

※県が示す「施策」を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【政策評価】

政策5	公共土木施設の早期復旧(県の評価原案:概ね順調)
施策1	道路、港湾、空港などの交通基盤の確保・整備促進(県の評価原案:順調)
施策2	海岸、河川などの県土保全(県の評価原案:概ね順調)
施策3	上下水道などのライフラインの復旧(県の評価原案:順調)
施策4	沿岸市町をはじめとするまちの再構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

### □県の評価「政策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

【判定理由】  
 評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」として県の評価は、妥当であると判断される。  
 設定されている目標指標について、初期値と平成23年度の目標値が変わらないものがあるため、当該指標を補完できるようなデータをを用いて成果を把握し、政策の成果を分かりやすく示す工夫が必要であると考える。  
 ポトムアップの評価となっているが、政策の評価に当たっては、各施策を有機的に関連付けて、包括的な評価を行う必要があると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、「評価の理由・各施策の成果の状況」から見ても妥当なのか判断いただき、判定をお願いします。また、のように判断された理由を具体的に御記入願います。

□県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見  
 (県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が . . . な い . . . あ る . . . 】
政策を構成する各施策について、予算の枠組みにとられすぎない施策展開が必要であると考え る。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策5 公共土木施設の早期復旧(県の評価原案:概ね順調)

施策1 道路、港湾、空港などの交通基盤の確保・整備促進(県の評価原案:順調)

施策2 海岸、河川などの県土保全(県の評価原案:概ね順調)

施策3 上下水道などのライフラインの復旧(県の評価原案:順調)

施策4 沿岸市町をはじめとするまちの再構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

### 〇県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるもの、施策の成果について「順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。  
 設定されている目標指標の「主要幹線道路等の橋梁の耐震化完了数」は、平成23年度の目標値が「0」であるため、施策の成果を把握することができない。当該指標を補完できるようなデータを用いて成果の把握に努めるなど、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要であると考える。  
 仙台空港関連事業は良い成果が出ているので、その取組事例についても、評価の理由に具体的に記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(「目標指標等の達成状況、市民意識調査結果、世帯社会経済情勢等、IV事業の実績及び成果等」)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願ひします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願ひします。

### 〇県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ある】

各事業の震災復興への寄与度を踏まえながら、その位置付けをより明確にして、事業に取り組む必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願ひします。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

- 政策5 公共土木施設の早期復旧(県の評価原案:概ね順調)
- 施策1 道路、港湾、空港などの交通基盤の確保・整備促進(県の評価原案:順調)
- 施策2 海岸、河川などの県土保全(県の評価原案:概ね順調)
- 施策3 上下水道などのライフラインの復旧(県の評価原案:順調)
- 施策4 沿岸市町をはじめとするまちの再構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

### 〇県の評価「施策」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。初期値と平成23年度の目標値が変わらないものがあるため、施策の成果を把握することができない。施策・事業の成果として、予算執行状況等のデータやロードマップを活用するなど、施策の進捗状況を評価の理由に分かりやすく記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i 目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なのか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

〇県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見  
(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

<p>【県が示す原案に対して意見が ない がある】</p> <p>まちづくりの計画と津波減災レベル(レベル2)対策との整合性を踏まえた将来の見通しについて、ロードマップを含めて示す必要があると考える。</p>	
--	--

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

- 政策5 公共土木施設の早期復旧(県の評価原案:概ね順調)  
施策1 道路、港湾、空港などの交通基盤の確保・整備促進(県の評価原案:順調)  
施策2 海岸、河川などの県土保全(県の評価原案:概ね順調)  
施策3 上下水道などのライフラインの復旧(県の評価原案:順調)  
施策4 沿岸市町をはじめとするまちの再構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

### □県の評価「施策」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が十分であり、施策の成果について「順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(1)目標指標等の達成状況、(2)県民意識調査結果、(3)社会経済情勢等、(4)事業の実績及び成果等)から見ても妥当なものと判断いただき、判定をお願いいたします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ある】  
環境モニタリングを継続しながら、引き続き、環境質の改善に努める必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

- 政策5 公共土木施設の早期復旧(県の評価原案:概ね順調)
- 施策1 道路, 港湾, 空港などの交通基盤の確保・整備促進(県の評価原案:順調)
- 施策2 海岸, 河川などの県土保全(県の評価原案:概ね順調)
- 施策3 上下水道などのライフラインの復旧(県の評価原案:順調)
- 施策4 沿岸市町をばいめどするまわりの再構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

### □県の評価「施策の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、施策の成果について「概ね順調」として県の評価は、妥当であると判断される。  
 設定されている目標指標は、平成23年度の目標値が「0」であるため、施策の成果を把握することができない。例えば、当該指標を補完できるようなデータとして、防災集団移転促進事業における移転用地の確保の状況等を、評価の理由に具体的に記載する必要があると考える。

※県の評価原案(傾調:概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(1)目標指標等の達成状況、(2)県民意識調査結果、(3)社会経済情勢等、(4)事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ある】

手続き上のロードマップを示し、市町との連携を図りながら施策を進めていく必要があると考える。  
 道路や河川の整備計画との整合性を踏まえた将来の見直しを示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【政策評価】

### 政策7 防災機能・治安体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

- 施策1 防災機能の再構築(県の評価原案:概ね順調)
- 施策2 大津波等への備え(県の評価原案:概ね順調)
- 施策3 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化(県の評価原案:概ね順調)
- 施策4 安全・安心な地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

### □県の評価「政策」の成果」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるものの、政策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。  
 設定されている目標指標は、政策を構成する施策の成果を必ずしも反映するものとは言えない。目標指標と施策の成果との関係や、当該指標を補完できるようなデータを用いて成果を把握し、政策の成果を分かりやすく示す工夫が必要であると考える。

※県の「政策の成果」の評価原案(原調・概ね順調)や遅れている・遅れている)について「評価の理由・各施策の成果の状況」から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、のように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「政策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

#### 【県が示す原案に対して意見がない】

防災機能・治安体制の回復については、他の政策との関連や、その位置付けを明確にした上で、当該政策を進めていく必要があると考える。  
 政策を構成する施策の目標指標には、政策、施策の方向性を踏まえて、検討を要するものがあると考ええる。

※県が示す「政策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は政策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策7 防災機能・治安体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 防災機能の再構築(県の評価原案:概ね順調)

施策2 大津波等への備え(県の評価原案:概ね順調)

施策3 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策4 安全・安心な地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

### □県の評価「施策」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるもの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。  
 設定されている目標指標の「デジタル化する衛星系無線設備数」は、施策を構成する平成23年度の事業との関係が不明確であり、また、「年間放射線量1ミリシーベルト未満の学校等の数」は、平成23年度の事業の成果とは言えないため、施策の成果を把握することができない。当該指標を補充するようなデータや取組を用いて成果の把握に努めるなど、施策の進捗状況を評価の理由に分かりやすく記載する必要があると考える。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(1)目標指標等の達成状況、(2)県民意識調査結果、(3)社会経済情勢等、(4)事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### □県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

【県が示す原案に対して意見が ない ある】
当該施策は関係部局が多く、広範囲にわたり事業が盛り込まれていることから、施策の成果を把握しにくい。特に放射線対策については、分けて記載するなど、分かりやすく示す必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策7 防災機能・治安体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 防災機能の再構築(県の評価原案:概ね順調)

施策2 大津波等への備え(県の評価原案:概ね順調)

施策3 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策4 安全・安心な地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

### 〇県の評価「施策」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が次のとおり不十分で、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。

施策「大津波等への備え」と構成員の整合性がとれていない。また、設定されている目標指標は、現況値の把握ができていないため、施策の成果を把握することができない。当該指標を補完できるようにデータや当該施策と関係の深い事業、取組を踏まえて成果の把握を行った上で、当該施策の評価を行う必要がある。

※県の評価原案(順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(1:目標指標等の達成状況、2:県民意識調査結果、3:社会経済情勢等、4:事業の実績及び成果等)から見ても妥当なのか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### 〇県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

#### 【県が示す原案に対して意見がない】

大津波等への備えに対する県としてのグランドデザインを示した上で、当該施策を構成する事業を検討する必要が有ると考える。

当該施策が意識啓発活動や防災教育等に重点を置く施策である場合には、その目標指標を掲げ、事業を進めていく必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

- 政策7 防災機能・治安体制の回復(県の評価原案:概ね順調)
- 施策1 防災機能の再構築(県の評価原案:概ね順調)
- 施策2 大津波等への備え(県の評価原案:概ね順調)
- 施策3 **自助・共助による市民レベルの防災体制の強化(県の評価原案:概ね順調)**
- 施策4 安全・安心な地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

### 口県の評価「施策」の成果に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由が次のとおり不十分で、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価の妥当性を認めることができない。最終評価を行うに当たり、評価内容を検討する必要があると判断される。設定されている目標指標の「防災リーダー養成者数」は、目標値を累計しているが、実際には転出等による減少もあり、防災リーダーの現況や活動の実態を表すものではないため、施策の成果を評価するデータとしては不十分である。目標指標を補充できるようなデータや取組を踏まえて評価する必要がある。

※県の評価原案(i順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(i目標指標等の達成状況、ii県民意識調査結果、iii社会経済情勢等、iv事業の実績及び成果等)から見て妥当なものか判断いただき、判定をお願いします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### 口県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

#### 【県が示す原案に対して意見が「ない・ある」】

今後の災害に備えるため、自主防災組織の現況を把握し、震災時に当該組織がどのように機能したのかを検証した上で、落災曜日や時刻に関する様々な想定の下にシミュレーションを行うことで問題を把握し、事業に取り組む必要があると考える。

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。

# 平成24年度政策評価部会分科会 審議結果報告書

## 【施策評価】

政策7 防災機能・治安体制の回復(県の評価原案:概ね順調)

施策1 防災機能の再構築(県の評価原案:概ね順調)

施策2 大津波等への備え(県の評価原案:概ね順調)

施策3 自助・共助による市民レベルの防災体制の強化(県の評価原案:概ね順調)

施策4 安全・安心な地域社会の構築(県の評価原案:概ね順調)

第3分科会

### 口県の評価「施策」に対する判定

適切	概ね適切	要検討
----	------	-----

#### 【判定理由】

評価の理由に次のとおり一部不十分な点が見られるもの、施策の成果について「概ね順調」とした県の評価は、妥当であると判断される。  
 設定されている目標指標の「刑法犯認知件数は、施策を構成する事業の成果を、必ずしも反映するものとは言えないため、施策の成果を評価するデータとしては不十分である。目標指標を補完できるようにデータとして、全国的な動向との比較や体感治安の状況等を踏まえ、施策の成果をより分かりやすく示す工夫が必要である」と考える。

※県の評価原案(i)順調・概ね順調・やや遅れている・遅れている)について、評価の理由(1)目標指標等の達成状況, ii 県民意識調査結果, iii 社会経済情勢等, iv 事業の実績及び成果等)から見て妥当なものと判断いただき、判定をお願いいたします。また、そのように判断された理由を具体的に御記入願います。

### 口県の「施策を推進する上での課題と対応方針」に対する意見

(県が示す原案に対して意見がある場合に、意見の内容を具体的に記入)

<p>【県が示す原案に対して意見が</p> <p>安全・安心な地域社会の構築のためには、東日本大震災後の人口移動に伴う犯罪実態や地域住民のニーズを把握した上で、施策に取り組む必要があると考える。</p>	<p>ない</p> <p style="text-align: center;">あ</p> <p>る】</p>
---	--

※県が示す「施策を推進する上での課題と対応方針」について、課題は施策の成果等を踏まえて的確に把握されているか、対応方針は把握された課題に即し具体的に記載されているかどうか等を判断いただき、原案に対して意見がある場合には、意見の内容を具体的に御記入願います。